

## オンライン投票の環境整備を求める意見書

情報通信技術の発達とともにインターネットの普及率は上昇し、総務省の調べでは令和元年のインターネット利用率（個人）は89.8%となっており、インターネットの利用は国民の日常生活の中に十分広く浸透している。

また、国においては、平成13年の「e-Japan戦略」策定以降、平成25年の「世界最先端IT国家創造宣言」を経て、令和元年には「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に基づく「デジタル・ガバメント実行計画」を改訂し、行政手続のオンライン化、デジタル化を強力に推進してきた。

一方で、選挙事務においてはいまだに投票所に出向いた上での投票用紙への筆記による投票が原則とされており、その開票についても多くの自治体が手作業で深夜まで集計作業を行っているのが現状である。

加えて今般、新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式」への移行が国を挙げて進められる中、投票所での感染拡大を防止するためにも、オンラインを活用した投票環境を整備する必要性はこれまで以上に高まっている。

よって国及び政府においては、オンラインを活用した投票環境の整備について具体的な議論を進め、選挙の公平性と確実性を担保するための人とシステムの両面から研究を進めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

寝屋川市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、内閣官房長官、デジタル改革担当大臣・情報通信技術（IT）政策担当大臣・内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、総務大臣